

平成16年6月30日

第1回豊島区自転車等駐車対策協議会を開催

区は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に規定する『自転車等の駐車対策に関する総合計画』の策定を目指し、区民、学識経験者、鉄道事業者、警察・道路管理者等各方面の関係者から構成された「豊島区自転車等駐車対策協議会」を発足した。この協議会での話し合いを通じて、関係者が一体となった放置自転車対策の実現を図る。

豊島区における放置自転車問題は深刻であり、池袋をはじめとする区内の多くの駅周辺で早急な改善が望まれている。区では、自転車駐車場の管理運営、シルバー人材センター委託職員による駅周辺の整理、放置自転車等の撤去活動やリサイクル活用、自転車放置防止の啓蒙活動など様々な自転車対策事業を講じている。しかしながら、区内の池袋駅と大塚駅が放置自転車ランキングの都内ワースト1位2位を占めるなど、自治体だけの自転車対策には限界があるのが実情である。放置自転車の解消に向けては、自転車法の趣旨に則り、区の施策に対する鉄道事業者や道路管理者などの協力がぜひとも必要であり、さらに駅周辺の商業施設設置者や自転車利用者らの参画のもと、各主体がそれぞれの役割と責任を果たし、共存していく仕組みが必要である。

区は、この協議会での議論を通じて、地域社会の意見が十分に反映される総合計画の策定を進める。

初顔合わせとなった第1回目の本協議会では、各委員の紹介のあと、互選により、会長には東洋大学国際地域学部教授の太田勝敏（オオタ カツトシ）委員が、副会長には交通評論家の諸岡昭二（モロオカ ショウジ）委員がそれぞれ選出された。

就任のあいさつで、太田会長は「自転車は無公害で健康的な乗り物であるが、一方で駅周辺に無秩序に放置された自転車が社会問題となっている。自転車の利便性を生かし、自転車を持続可能な交通システムの主要な要素とするために放置問題について、方策を講じる必要がある。」と述べた。諸岡副会長からは「これまでの自転車対策を振り返るとそのほとんどが自治体の責任において行われてきた事実がある。しかし、東京のような大都市では区だけでの対策には限界がある。鉄道事業者や自転車利用者などの各主体が互いに知恵を出し合い、相互協力のうえに立って、それぞれが「何ができるか」「何をなすべきか」を考えなければ対策は進まない。」と述べた。

その後、高野豊島区長が協議会に対して諮問を行い、「深刻な放置自転車問題が恒常化している鉄道駅周辺での対策をどのように実現できるのか、この協議会では新税の観点とは切り離した議論をしていただきたい。自転車利用の全貌を捉え、地域交通のあり方も含めた検討を自転車法の枠組みのなかで、委員の方が具体的な協力関係を築きながら放置自転車対策について議論していただきたい。」とあいさつした。

続いて自転車法についての説明と豊島区における放置自転車対策の現状の説明が行われた後、次回以降の協議会の運営にあたっては、自転車法第7条にある総合計画の策定事項に沿って、ソフト部門とハード部門別の分科会を設けて進めることと了承した。

第2回の協議会（全体会）は11月を予定しており、この間、2つの分科会は、それぞれの分科会会長と調整のうえ、検討を進めていくことになる。

詳細：交通安全課長

平成16年6月25日

豊島区自転車等駐車対策協議会のご案内

平素より、区政ならびに区広報活動に、多大なるご理解・ご協力をたまわり、誠にありがとうございます。

このたび、区では「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」に規定する『自転車等の駐車対策に関する総合計画』の策定を目指し、区民、学識経験者、鉄道事業者、警察・道路管理者等各方面の関係者から構成された「豊島区自転車等駐車対策協議会」を今月30日に発足いたします。

つきましては、下記のとおり協議会を開催いたします。

当日取材に来られる場合は、事前に広報課までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

○ 日時・会場

平成16年6月30日（水） 午後6時30分から概ね2時間
本庁舎4階 議員協議会室

○ 構成員（26名）

区民・・・6名
区議会議員・・・4名
学識経験者・・・2名
関係団体の構成員・・・2名
鉄道事業者・・・5名
警察、道路管理者等関係行政機関の職員・・・5名
その他区長が推薦する者・・・2名

○ 協議事項の概要

改正自転車法第7条に規定する『自転車等の駐車対策に関する総合計画』の策定を目指し、概ね次の事項を協議する。

- ・ 地域交通における自転車利用の位置付け
- ・ 自転車駐車場整備計画の現状と見通し
- ・ 自治体、道路管理者、原因者、自転車利用者各々の役割と責務
- ・ 鉄道事業者の講ずる措置
- ・ 放置自転車の撤去及び処分の実施方針
- ・ 放置自転車改良に向けた普及・啓発活動の方策

○ スケジュール概要

平成16年度 3回開催（初回に総合計画の諮問）
平成17年度 実態調査、3～5回開催（最終回に答申）
平成18年度 総合計画策定

問合せ 広報課長

平成16年5月25日

～ 放置自転車問題の解決へ向けて ～

自転車等駐車対策協議会を設置

豊島区は6月下旬を目途に、区民・学識経験者・鉄道事業者など、各方面からの委員をメンバーとする「自転車等駐車対策協議会」を設置する。これは15年5月に区が策定した『放置自転車等対策緊急推進5ヵ年計画』に基づくもので、同協議会では、各主体からの参画によって、改正自転車法に規定する「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定を図り、年々深刻化する駅前放置自転車問題の解消に向け、関係機関の連携を目指す。

無秩序に放置される自転車は、通行の妨げになるだけでなく、障害者や高齢者にとって歩行中の事故につながり、また災害時の消火・救急活動の妨げ、街の美観を損なう要因の一つとして、各地で大きな社会問題となっている。区ではこうした状況を解消するため、駅前自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去、駅前クリーンキャンペーンなどの啓発活動や、歩道の一部を登録制自転車置き場として活用するなどの対策を講じてきた。しかしながら、圧倒的な自転車等の駐車需要に対し、駐車場として適当な用地や撤去した自転車の一時保管場所を確保することは難しく、今年4月に、東京都生活文化局が発表した「都内における放置自転車の状況について」の調査では、前年より放置自転車台数を減らしたものの、池袋駅はワースト1位、大塚駅がワースト2位という不名誉な結果となった。

一方、こうした放置自転車対策には多額の費用を要し、放置自転車の撤去・保管手数料や自転車駐輪場の使用料を除くと、その大部分は区民が区税という形で負担をしてきた。こうした費用を自転車放置者・駐車場利用者・区民だけでなく、鉄道事業者にも負担を求め、**「放置自転車等対策推進税」**が、昨年12月に区議会で可決され、現在、同税の実施にあたって、総務省の同意を求めている。

同税の検討をおこなってきた法廷外税検討会議では、その報告書において「今後3年から5年にわたって自転車駐輪場の建設および放置自転車の撤去・保管・処分等をどのように充実しようとしているのか、具体的方策や必要となる費用を区民に示す」ことを、同税導入の前提条件として求めている。これを受け「放置自転車等対策緊急推進5ヵ年計画」では、16年度から20年度までの期間で、『自転車等駐車対策協議会』の設置と総合計画の策定をはじめ、撤去活動の強化や保管所の増設、保管手数料の改定、歩道等を活用した登録制自転車置き場1,000台分の整備、放置実態の調査、放置自転車のリサイクル事業の強化など、放置自転車解消に向けての施策と、それにかかる経費を明らかにした。（撤去保管経費約11億円、駐輪場運営経費約20億円、投資的経費約17億円等、5ヵ年合計で約57億円）

同協議会では、改正自転車法に規定する『自転車等の駐車対策に関する総合計画』の策定を目指し、

- ・ 地域交通における自転車利用の位置付け
- ・ 自転車駐車場整備計画の現状と見通し
- ・ 自治体、道路管理者、原因者、自転車利用者それぞれの役割と責務
- ・ 鉄道事業者の講ずる措置
- ・ 放置自転車の撤去および処分の実施方針
- ・ 放置自転車改良に向けた普及・啓発活動の方策

などを協議する予定で、豊島区における総合交通体系の中で、自転車利用の位置付けが明確になるとともに、鉄道事業者の講ずる措置に対しては法的な義務が生ずるため、より実効性のある対策が期待される。

豊島区では「自転車等駐車対策協議会」区民委員を募集します。

◇対象…区内在住の20歳以上（年3回程度の平日の会議に出席できる方）

◇任期…2年

◇人数…若干名

◇締め切り…6月中旬

詳細：交通安全課